

南丹美術工芸教育展 運営要項

南丹美術工芸教育展実行委員会

1 期日及び会場

- (1) 開催期間 平成20年2月2日(土) 午前10時から午後5時 まで
平成20年2月3日(日) 午前9時から午後3時 まで
- (2) 開催場所 南丹市国際交流会館(平面作品の部)
南丹市立文化博物館(立体作品の部)

2 出品資格

- (1) 南丹地区の公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の園児、児童及び生徒
- (2) 京都伝統工芸大学の学生及び卒業生

3 出品作品

- (1) 1校(園)あたりの出品点数等
 - ア 幼稚園
平面作品のみとし、各園の学級数とする。
 - イ 小学校
平面作品は台紙6枚以内とする。ただし特別支援学級を設置する学校は台紙1枚を加えることができる。(原則として台紙1枚につき作品1点とするが、状況により2点程度まで可とする。)
立体作品は3点以内とする。
 - ウ 中学校
平面作品は台紙3枚以内とする。ただし特別支援学級を設置する学校は台紙1枚を加えることができる。(原則として台紙1枚につき作品1点とするが、状況により2点程度まで可とする。)
立体作品は3点以内とする。
 - エ 高等学校及び特別支援学校
南丹美術工芸教育展実行委員会(以下「実行委員会」という。)が別途定める。
 - オ 南丹美術工芸パートナースクール
実行委員会が別途定める。
- (2) 作品内容
幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校については教育活動を通して制作された作品とする。
- (3) 作品の種類と大きさ等
 - ア 幼稚園、小学校、中学校
 - (ア) 平面作品：絵画(版画を含む。)又はデッサン等
 - a 作品の種類や大きさには制限を設けませんが、必ず指定の大きさの台紙(白ボール紙500mm×600mm)に各校(園)等で貼り付け、体裁を整え、はがれ落ちたりしないようにしっかり固定をしておくこと。
 - b 出品者氏名等の表記
学校(幼稚園)名、学年等、氏名及び題名を指定(様式1)の名札に記入し、台紙の作品下部に糊付けすること。
 - (イ) 立体作品：彫刻・工芸・工作等
 - a 大きさは300mm×300mm×300mm以内を原則とし、一辺が300mm以上でも他辺で調整可とする。
 - b 出品者氏名等の表記
学校名、学年、氏名及び題名を指定(様式2)の名札に記入し、作品に付けること。作品に付ける方法については、各校で工夫し、作品からラベルが離れることがないようにすること。

イ 高等学校、特別支援学校、大学校
実行委員会が別途定める。

ウ その他
著作権、肖像権に触れる恐れのある作品は、各校(園)において十分確認しておくこと。

4 出品者名簿

参加校(園)は出品者名簿(様式3)を3部作成し、搬入時に事務局に提出すること。

5 表彰

出品者全員に賞状を授与する。なお、審査により選考された作品については、別に表彰を行う。
表彰の種類等については、別途定める。

6 その他

園児・児童・生徒、保護者への案内は各学校(園)が行う。